

輸出貿易管理令の一部を改正する政令案要綱

第一 輸出貿易管理令の一部改正

輸出貿易管理令別表第一の一六の項に掲げる貨物のエリトリアを仕向地とする輸出について、銃砲等の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある特定の場合等に経済産業大臣の許可を要することとする。

(別表第三の二関係)

第二 施行期日

この政令は、平成二十二年九月一日から施行するものとする。

(附則関係)